

資 料

アメリカ障害児教育初期判例

山 田 欣 徳*・草 薙 進 郎**

今までほとんど知られていなかった初期(1969年以前)のアメリカ障害児教育判例17例——Watson, Beattie, Goldman, Petty, Elgin, Haas, Wiltwyck, Butler, Esposito, Gonzalez, Flemming, Hobson, Knauff, Wolf, William, Curry——について、その概要を提示し、問題別——就学、統合教育、学校建設、学齢、施設、政教分離、教育措置、学校事故、障害認定、措置判定、交通費——に分析を行った。この時期の判例は単発的あるいは散発的であるが、先駆的な意義が認められる。1975年全障害児教育法で確立した障害児教育権——全障害児が無償・適切な公教育を受ける権利——へ至る萌芽期と位置づけられる。

キー・ワード：アメリカ 障害児教育 初期判例

I. 緒 言

昨今、アメリカでは障害児教育問題が法廷で争われるということは、日常茶飯事となっている。これは1970年代以降に顕著となった傾向で、障害児教育全般に革命的な影響を及ぼしていることは、周知の事実であろう。しかし、1960年代以前すなわち初期の判例については、触れた文献も少なく¹⁾、判例数さえ把握されていない。

筆者はこれまでに500例を超える障害児教育判例を収集し、その分析を行ってきた²⁾。

こうした判例研究の一環として、本稿では初期判例を取り上げ、概要を提示し、分析を行い、その位置づけを明確にすることを目的とした。

II. 判 例

1. Watson v. City of Cambridge³⁾

1885年市教育委員会は、精神薄弱(mental

weakness)で教育してもむだであるとしてWatsonを学校から排除した。その後、2週間の試験的な教育を行ったが、再び排除した。教師や医師により、教育しても効果が期待できない、異様な物音を立て他傷するので迷惑になる、身辺処理ができないとの指摘がなされた。Watsonは就学を求めて提訴した。

州(Massachusetts)1審は就学を認める判決を下した。1893年1月州最高裁は、市教委の決定は善意でなされた場合最終的なものであり、裁判所において改訂しえないと表明し、原判決に対する市教委の異議申立(exceptions)を容認した。

2. State ex rel. Beattie v. Board of Education of City of Antigo⁴⁾

Merritt(13歳)は知能に問題はなかったが、脳性麻痺による肢体不自由と言語障害——かん高く耳障りな声でゆっくりためらいがちに、不随意的歪んだ顔の表情を伴って話し、理解することは困難である——を有していた。市教育委員会は聾学校への就学を勧告したが、Merritt

*人間学類(聴講生)

**心身障害学系

院に収容され劣等な処遇を余儀なくされていた精神遅滞者が、適切な治療・教育・訓練を享受する権利、すなわちハビリテーション権 (right to habilitation) を求めて法廷闘争を行った。ハビリテーション権は支持され、施設収容児の教育保障は進展した。Haas はその先駆的判例と位置づけられる。

ちなみに、全障害児教育法が保障する「特殊教育」は、教室指導、体育指導、家庭指導、病院・施設における指導を含む、障害児の独自の必要性に適合するように特別に計画され、親や後見人の経済的負担のない指導のことである⁴⁶⁾、と明記されている。

6. 政教分離

一般に、私立学校が公教育の一端を担っているという現実から、私立学校に対する公的援助は望ましいといえる。しかし、宗教組織の支配する学校については、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律の制定を禁じた連邦憲法修正第1条に抵触すると考えられてきた。義務教育、教科書、交通費などについて合憲性が是認され、公立学校との格差が縮まる方向で推移している。こうした動向の延長線上で特殊教育への援助を認めたのが Butler である。妥当な判決といえよう。

なお、1971年には言語治療プログラム⁴⁷⁾、1975年には巡回教師⁴⁸⁾、1977年6月には診断・治療サービス⁴⁹⁾、同年9月には心理療法・言語療法⁵⁰⁾が合憲であると判示されている。

7. 教育措置

Esposito では①制約の少ない教育環境が考慮され、②弾力的な対応が表明されている点が評価できる。Curry では同意あるいは聴聞という手続き上の保護の必要性が認められた。いずれも適正な教育措置の要件として重要である。適切な教育が行われるか否かは、適正な教育措置いかににかかわっているといっても過言ではない。そうした意味で、有意義な判例である。

ちなみに、全障害児教育法は、障害児一人ひとりの教育要求に適合した個別教育計画の作成と親の同意、聴聞、訴権を保障する⁵¹⁾ことによ

り、教育措置の適正化を図っている。

8. 学校事故

現在までに収集した関係判例は6例で、このうち初期判例は1例である。Gonzalez においては教師の過失が認められ、安全に教育を受ける権利が擁護された。心身が未発達な状態にある障害児の場合は、特に周到な安全保持義務が不可欠であることを銘記すべきであろう。

なお、他の5例は Torres v. State of Texas⁵²⁾ (プールで溺死した盲児について訴えを棄却)、Hunter v. Evergreen Presbyterian Vocational School⁵³⁾ (池で溺死した精神遅滞児について訴えを棄却)、Foster v. Houston General Insurance Company⁵⁴⁾ (交通事故死した精神遅滞児について訴えを容認)、Brooks v. Woods⁵⁵⁾ (交通事故死の精神遅滞児について訴えを容認)、と Hicks v. Walker County School District⁵⁶⁾ (スクール・バス内でいじめられ負傷した障害児について訴えを棄却) である。

9. 障害認定

Flemming は障害認定者をめぐって争った、まれな事例である。州法は「州認可職員 (state accredited personnel)」による身体・心理検査を受けることを要件としている。これを受けて州教育委員会は州認可職員を医師に特定する規則を制定した。この結果、障害認定は医師の専属権となったのである。しかし、1965年州最高裁はこの規則を無効とし、カイロプラクターやオステオパス (osteopath) も州認可職員に含まれると判示した。このことは、特殊教育を必要とする障害児の発見に寄与するという意味で、進歩というべきであろう。

なお、Flemming は①教育権の侵害を理由に損害賠償を請求した、②連邦最高裁に上訴された、という点で先駆的な意義を有している。

10. 措置判定

Hobson を先駆に、1970年代に California で一連の関係判例が展開した。人権・経済的に不遇な社会的障害児の措置判定において、知能・学力が不当に低く評価され、特殊教育を余儀なくされ、教育権を侵害されている事実が露呈し

た。1974年にLarry P. v. Riles⁵⁷⁾で、知能検査の結果を一義的な基準として使用することを禁じるという画期的な判決が下された。

そして、遂に全障害児教育の「障害児の評価・措置を目的として使用される検査・評価の道具・手続きは、人種あるいは文化によって差別しないように選択され、実施されなければならない⁵⁸⁾」という一項に結実した。

11. 交通費

New York州ではKnauffやWilliamを先駆に、一連の交通費請求訴訟が展開した。当時、州教育法などにより、年齢、距離、公私、障害による区別があった。1970年代になって交通費の請求を容認する判例が集積し、遂に1974年7月には州教育法第4405条第6項が廃止され、20マイルという基準が撤廃された。概して、判例とともに無償化の道を歩んだといえよう。

ちなみに、全障害児教育法は無償・適切な公教育の一環として通学手段を位置づけ、特殊教育関連サービスの一つとして保障している⁵⁹⁾。

IV. 結語

アメリカ障害児教育の初期判例の要点は以下の通りである。

1. 現在までに17例が収集された。
2. 1893年のWatson v. City of Cambridgeを嚆矢とする。
3. 各地——New York 7例、Massachusetts、Wisconsin、Ohio、Iowa、Illinois、Kentucky、New Jersey、Colorado、Columbia 特別区、Utah 各1例——で争われた。
4. 裁判管轄は州裁判所15例、連邦裁判所1例、両方にまたがるもの1例である。
5. 就学、統合教育、学校建設、学齢、施設、政教分離、教育措置、学校事故、障害認定、措置判定、交通費が争点となった。
6. 主障害別では、知能障害9例、聴覚障害3例、運動障害2例、情緒障害2例、障害一般1例である。
7. 単発的あるいは散発的な様相を呈しているが、先駆的な意義が認められる。

8. この時期は権利主張の萌芽期と考えられる。ちなみに、障害児教育権——全障害児が無償・適切な公教育を享受する権利——が確立するようになるには、さらに多くの判例と全障害児教育法を待たなければならなかった。

註

- 1) 例えば、Zedler, E. Y. (1953): Public Opinion and Public Education for the Exceptional Children——Court Decisions 1873-1950. *Exceptional Children*, 19(5), 187-198; Stick, R. S. (1976): The Handicapped Child Has a Right to an Appropriate Education. *Nebraska Law Review*, 55(4), 637-682.
- 2) 山田欣徳(1989): アメリカ障害児教育判例の動向. *特殊教育学研究*, 27(2), 97-103.
- 3) 157 Mass 561, 32 N.E. 864 (1893).
- 4) 169 Wis. 231, 172 N.W. 153 (1919).
- 5) 47 Ohio App. 417, 191 N.E. 914 (1934).
- 6) 41 N.W. 2d 672 (1950).
- 7) 281 A.D. 978, 120 N.Y.S. 2d 329 (1953); 308 N.Y. 126, 123 N.E. 2d 806 (1954).
- 8) 15 Misc. 2d 864, 182 N.Y.S. 2d 669 (1958); 9 A.D. 2d 645, 192 N.Y.S. 2d 475 (1959); 199 N.Y.S. 2d 379 (1959).
- 9) 15 Ill. 2d 204, 154 N.E. 2d 265 (1958).
- 10) 24 Misc. 2d 281, 199 N.Y.S. 2d 909 (1960); 14 A.D. 2d 198, 219 N.Y.S. 2d 161 (1961); 11 N.Y. 2d 182, 227 N.Y.S. 2d 665, 182 N.E. 2d 268 (1962); 11 N.Y. 2d 1017, 229 N.Y.S. 2d 1028 (1962).
- 11) 352 S.W. 2d 203 (1961).
- 12) 74 N.J. Super. 289, 181 A. 2d 201 (1962).
- 13) 19 A.D. 2d 229, 241 N.Y.S. 2d 254 (1963).
- 14) 400 P. 2d 932 (1965); *Flemming v. Adams*, 253 F. Supp. 549 (D. Colo. 1966); 377 F. 2d. 975 (10th Cir. 1967); 389 U.S. 898, 88 S.Ct. 219 (1967).
- 15) 252 F. Supp. 4 (D.D.C. 1966); 256 F. Supp. 18 (1966); 265 F. Supp. 902 (1967); 269 F. Supp. 401 (1967); 44 F.R.D. 18 (1968); 393 U.S. 801, 89 S. Ct. 40 (1968); 408 F. 2d 175 (D.C. Cir. 1969); 327 F. Supp. 844

- (1971).
- 16) 57 Misc. 2d 456, 293 N.Y.S. 2d 133 (1968).
- 17) Abeson, A. (1973): A Continuing Summary of Pending and Completed Litigation Regarding the Education of Handicapped Children. Number 7. State-Federal Information Clearinghouse for Exceptional Children, p. 7.
- 18) 60 Misc. 2d 703, 303 N.Y.S. 2d 270 (1969).
- 19) 60 Misc. 2d 651, 303 N.Y.S. 2d 760 (1969).
- 20) 山田欣徳 (1981): 米国の障害児教育判例——就学権の確立——. 発達障害研究, 3(1), 68-72.
- 21) 山田欣徳 (1980): 米国の障害児教育判例(1)——治療権の成立と展開——. 特殊教育学研究, 17(3), 32-40.
- 22) 山田欣徳 (1982): 措置判定に関する訴訟の系譜. 発達障害研究, 4(2), 64-68.
- 23) 山田欣徳 (1980): 米国の障害児教育判例(2)——学費還付制度と無償教育——. 特殊教育学研究, 17(4), 34-43.
- 24) 山田欣徳 (1990): 米国教育過誤判例の展開. 発達障害研究, 11(4), 68-73.
- 25) 山田欣徳 (1989): 米国寄宿措置判例の展開. 発達障害研究, 10(4), 66-70.
- 26) 山田欣徳 (1987): 通年プログラム判例の動向. 福祉労働, 37, 124-129.
- 27) 山田欣徳 (1988): アメリカの統合教育問題. 福祉労働, 39, 133-140.
- 28) 山田欣徳 (1988): 米国の障害児教育措置判例——親の学校選択権——. 発達障害研究, 9(4), 70-75.
- 29) 山田欣徳 (1987): アメリカの手話通訳問題. 福祉労働, 35, 139-144.
- 30) 山田 et al. (1989), *in* note 38, at 153-154.
- 31) 山田欣徳 (1991): 米国心理療法判例の展開. 発達障害研究, 12(4), 38-44. (発行予定)
- 32) 山田欣徳・草薙進郎 (1986): アメリカ聴覚障害教育判例. 筑波大学心身障害学研究, 10(2), 143-151.
- 33) 山田欣徳・草薙進郎 (1987): アメリカ言語障害教育判例. 筑波大学心身障害学研究, 11(2), 53-61.
- 34) 山田欣徳 (1987): 二分脊椎児の教育保障——アメリカ判例の分析——. 総合リハビリテーション, 15(8), 623-627.
- 35) 山田欣徳 (1990): 感染症児の教育保障——アメリカ判例の分析——. 総合リハビリテーション, 18(8), 621-626.
- 36) 山田欣徳 (1986): アメリカの障害児教育——今日的課題——. 月刊福祉, 69(15), 92-97.
- 37) 山田欣徳 (1982): 障害児教育における Brown 判決の影響. 特殊教育学研究, 19(4), 45-50.
- 38) 山田欣徳・草薙進郎 (1989): 米国の障害児教育問題——連邦最高裁判例の分析——. 筑波大学心身障害学研究, 13(2), 149-159.
- 39) 334 F. Supp. 1257 (E.D.Pa. 1971); 343 F. Supp. 279 (1972).
- 40) 348 F. Supp. 866 (D.D.C. 1972).
- 41) 20 U.S.C. § 1412 (1978).
- 42) *Id.* at § 1412(5) (B).
- 43) 63 Misc. 2d 726, 313 N.Y.S. 2d 204 (1970); 35 A.D. 2d 1084, 317 N.Y.S. 2d 996 (1970); 38 A.D. 2d 267, 328 N.Y.S. 2d 958 (1972).
- 44) 82 A.D. 2d 463, 442 N.Y.S. 2d 73 (1981).
- 45) 20 U.S.C. § 1412(2) (B).
- 46) *Id.* at § 1401(16).
- 47) 36 A.D. 2d 1084, 317 N.Y.S. 2d 785 (1971); 29 N.Y. 2d 586, 324 N.Y.S. 2d 314 (1971).
- 48) 72 Misc. 2d 791, 339 N.Y.S. 2d 697 (1973); 43 A.D. 2d 851, 351 N.Y.S. 2d 715 (1974); 36 N.Y. 2d 673, 365 N.Y.S. 2d 852 (1975).
- 49) 417 F. Supp. 639 (S.D. Ohio 1976); 433 U.S. 229, 97 S.Ct. 2593, 53 L. Ed. 2d 714 (1977).
- 50) 436 F. Supp. 1231 (E.D.N.Y. 1977).
- 51) 20 U.S.C. § 1415.
- 52) 476 S.W. 2d 846 (1972).
- 53) 338 So. 2d 164 (1976).
- 54) 407 So. 2d 759 (1981).
- 55) 640 P. 2d 1000 (1981).
- 56) 172 Ga. App. 428, 323 S. E. 2d 231 (1984).
- 57) 343 F. Supp. 1306 (N. D. Cal. 1972); 502 F. 2d 963 (9th Cir. 1974); 495 F. Supp. 926 (1979); 793 F. 2d 969 (1984).
- 58) 20 U.S.C. § 1412(5) (C).
- 59) *Id.* at § 1401(17).

— 1990. 9. 10. 受稿, 1990. 10. 1. 受理 —

Early Court Cases of Education for Handicapped Children in the U.S.A.

Yoshinori YAMADA and Shinro KUSANAGI

Over 500 court cases relating to education for handicapped children in the United States of America have been collected. 17 court cases were in and before the 1960's. They were named "early court cases."

At first, their profiles were introduced in order of date of judgement :

1. Watson v. City of Cambridge
2. State ex rel. Beattie v. Board of Education of City of Antigo
3. Board of Education of Cleveland Heights v. State ex rel. Goldman
4. In re Petty
5. Rogers v. Association for Help of Retarded Children, Inc.
6. Elgin v. Silver
7. Department of Public Welfare v. Haas
8. Wiltwyck School for Boys, Inc. v. Perry
9. Butler v. United Cerebral Palsy of Northern Kentucky
10. Esposito v. Barber
11. Gonzalez v. Mackler
12. Flemming v. Colorado State Board of Education
13. Hobson v. Hansen
14. Knauff v. Board of Education of Union Free School District No. 1
15. Wolf v. Utah State Legislature
16. In re William
17. Curry v. Board of Education of Union Free School District No. 9

Then the cases were analyzed. The following problems were discussed : (1) School Attendance, (2) Mainstreaming, (3) School Construction, (4) School Age, (5) Institution, (6) Separation of Religion and Politics, (7) Educational Placement, (8) School Accident, (9) Certification of Handicap, (10) Placement Decision, and (11) Traffic Expenses. On the whole, the cases were important forerunners that insisted on the educational rights of handicapped children.

Key Words : U.S.A., education for handicapped children, early court case